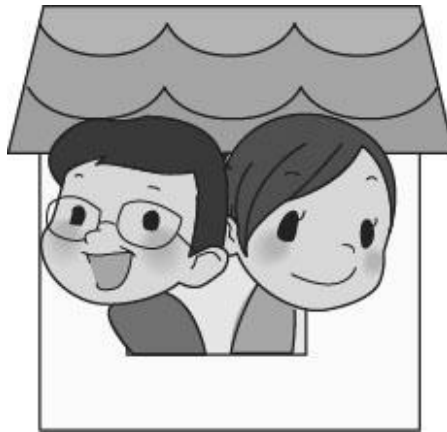


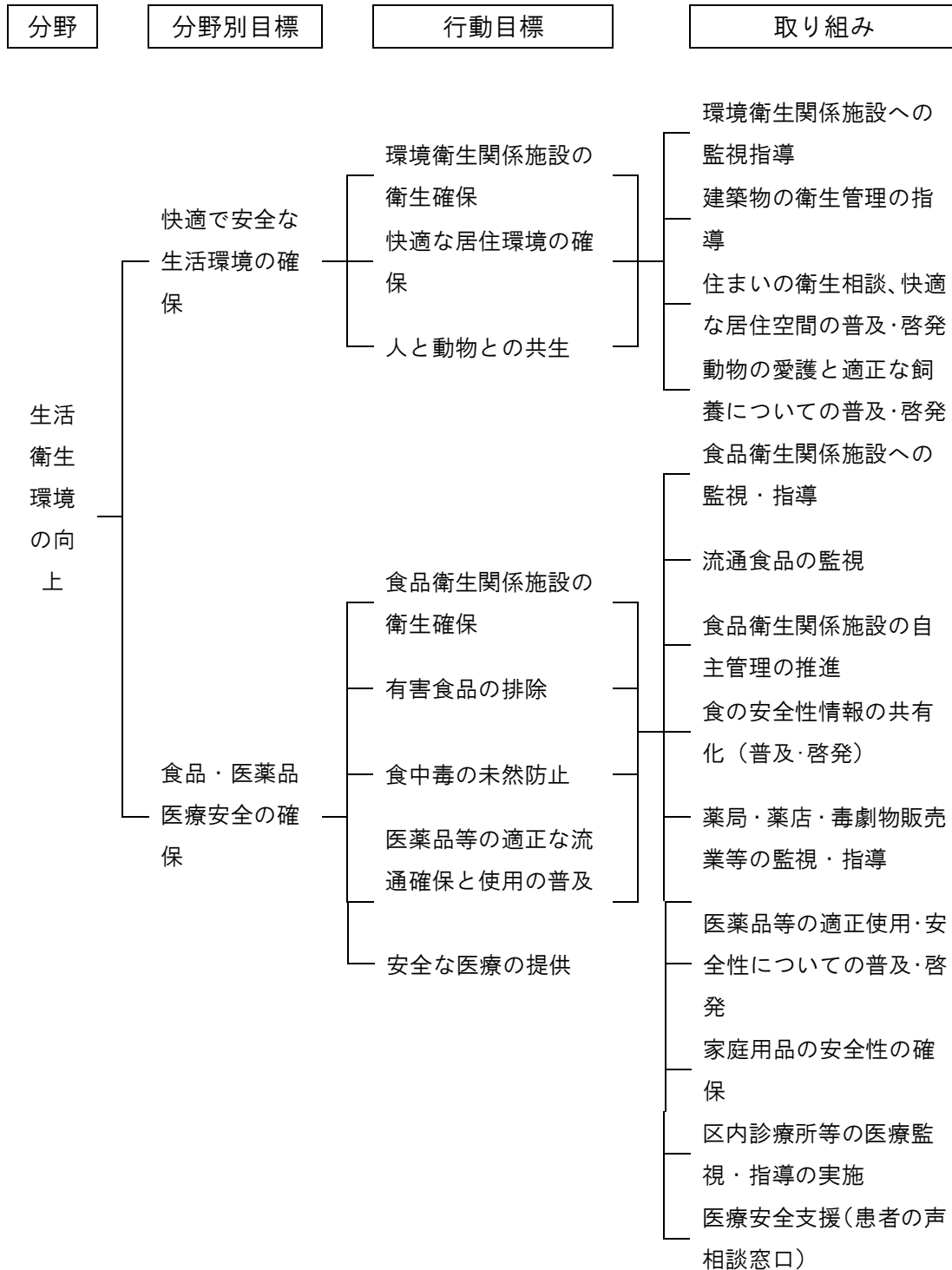
9 生活衛生環境の向上

生涯をいきいきと暮らす健康づくりの推進のためには、生活習慣病の減少や健康の自己管理のほかに、生活衛生環境の向上という視点が欠かせません。

快適で安全な生活環境や食品・医薬品等の安全性の確保を図り、区民一人ひとりが安心して健康づくりに取り組める環境づくりを目指します。



〔体系図〕



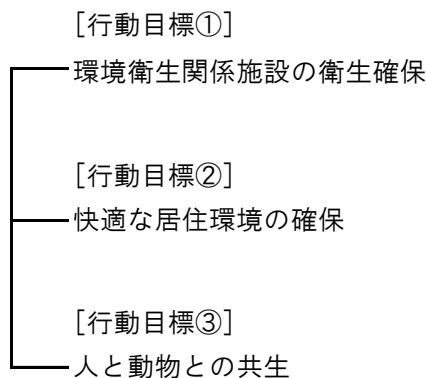
[分野別目標1] 快適で安全な生活環境の確保

[ポイント]

理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設については、環境衛生監視員が、監視・指導を行うほか、施設の衛生向上を図るため、営業者の自主管理を推進します。

また、3,000㎡以上のビルについては、使用者がより快適に安心して過ごせるように、健康に十分配慮した衛生管理の指導を行うとともに、気密性の高い住宅での住まい方の啓発、シックハウスを起こさない健康住宅の普及支援、安全な飲み水を確保するための普及・啓発、ねずみ、衛生害虫についての相談指導を行います。

一方、犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。



<p>取り組み① 環境衛生関係施設への監視指導</p>
<p>理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場などの環境衛生関係営業施設に対して、監視・指導を行います。また、施設の環境衛生向上を図るため、営業者の自主管理を推進します。 (生活衛生課)</p>
<p>取り組み② 建築物の衛生管理の指導</p>
<p>中高層建築物の空調・給排水・廃棄物保管等に関して、設計段階から竣工後に至るまで、衛生管理指導・相談を行います。 (生活衛生課)</p>
<p>取り組み③ 住まいの衛生相談、快適な居住空間の普及・啓発</p>
<p>住宅などの室内空気環境や飲み水、ねずみ衛生害虫についての相談業務やパンフレット・区報・ホームページの作成、講習会の開催により、快適な居住空間の普及・啓発を行います。 (生活衛生課)</p> <p>住まいの衛生情報を活用して、健康で快適な室内環境づくりに努めます。 (区民)</p>
<p>取り組み④ 動物の愛護と適正な飼養についての普及・啓発</p>
<p>犬・猫の正しい飼い方について、しつけ教室の開催、ポスター・リーフレットの作成および区報やホームページなどの利用を行い、普及・啓発を行います。また、動物飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。 (生活衛生課)</p> <p>犬・猫の正しい飼い方の情報を活用して、適正な飼養に努めます。 (区民)</p>

[分野別目標2] 食品・医薬品・医療安全の確保（重点）

[ポイント]

食品・医薬品等におけるバイオ技術の革新や、食品流通の国際化、食品の加工・保存技術の発達などにより、食品や医薬品等を取り巻く環境は著しく変化しています。

それに伴い、健康をおびやかす新たな事例も発生しています。

これらの健康被害のリスクを少なくし、安全性を確保するために食品衛生監視員や薬事監視員が、それぞれ食品、医薬品等の取扱施設の監視・指導を行うとともに、営業者の自主管理を推進します。

また、区民に対しても、食品・医薬品等を衛生的に、正しく取り扱えるよう、普及・啓発を行い、「生産から消費まで」の一貫した安全性を確保していきます。

なお、平成16年度から毎年、パブリックコメントを行い策定した食品衛生監視指導計画と監視指導の結果を公表しています。

- [行動目標①]
食品衛生関係施設の衛生確保
- [行動目標②]
有害食品の排除
- [行動目標③]
食中毒の未然防止
- [行動目標④]
医薬品等の適正な流通確保と使用の普及
- [行動目標⑤]
安全な医療の提供

<p>取り組み① 食品衛生関係施設への監視・指導</p>
<p>食品衛生関係施設に対する許認可事務や、これらの施設の衛生状態や食品の取扱状況について、監視・指導を行います。 (生活衛生課)</p>
<p>取り組み② 流通食品の監視</p>
<p>区内に流通している食品や輸入食品に対して、微生物、食品添加物、残留農薬や表示などの検査を行い、有害食品・違反食品を排除します。 (生活衛生課)</p>
<p>取り組み③ 食品衛生関係施設の自主管理の推進</p>
<p>食品衛生関係施設に対して、食品衛生の自主管理を推進します。また、地域の食品衛生の向上のために食品衛生推進員を委嘱し、営業者等への相談・助言を行います (生活衛生課)(食品衛生推進員)</p> <p>区民が安心して利用できる店・事業所作りのため、食品衛生の自主管理に努めます。 (事業者)</p>
<p>取り組み④ 食の安全性情報の共有化(普及啓発をととして)</p>
<p>食品表示の見方や科学技術に裏付けられた正しい食品衛生の知識と食中毒予防対策について、パンフレット作成、講習会の開催、区報、CATV、ホームページなどの媒体による普及・啓発を行い、食の安全情報を共有化します。また併せて、健康被害発生の恐れのある食品についての情報提供を行います。 (生活衛生課)</p> <p>自主的衛生管理のため、食品衛生情報の収集に積極的に努めます。 (事業者)</p> <p>食品衛生情報を活用、我が家の台所の衛生、家庭内食中毒の防止に努めます。 (区民)</p>

<p>取り組み⑤ 薬局・薬店・毒物劇物販売業等の監視・指導</p>
<p>薬局・薬店・毒物劇物営業施設等に対して、適正流通を確保するため、通常の監視・指導のほかに、都・区一斉で監視・指導を行います。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
<p>取り組み⑥ 医薬品等の適正使用・安全性についての普及・啓発</p>
<p>パンフレット作成、CATV、ホームページなどの媒体により、医薬品等の適正使用についての普及・啓発を行います。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p> <p>常に薬剤師として研鑽し、区民に適切な情報の提供をします。</p> <p style="text-align: right;">(薬局・薬店)</p> <p>医師・薬剤師から医薬品情報を良く聞き、医薬品の正しい取り扱いを行います。</p> <p style="text-align: right;">(区民)</p>
<p>取り組み⑦ 家庭用品の安全性の確保</p>
<p>法律で規制されている家庭用品を販売店で試買調査し、有害物質含有検査を行い、有害物質を含有する家庭用品を排除します。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
<p>取り組み⑧ 診療所等の医療監視・指導 (新)</p>
<p>区内診療所等への医療監視を実施する際、診療所等における医療安全マニュアルの整備を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
<p>取り組み⑨ 医療安全支援(患者の声相談窓口)(新)</p>
<p>電話にて診療所や薬局などに関する相談を受け付け、医療に対する問題を自ら解決するための助言等を行う窓口を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>